

札幌市職員定数条例の一部を改正する条例案

令和6年(2024年)2月14日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市職員定数条例の一部を改正する条例

札幌市職員定数条例(昭和27年条例第12号)の一部を次のように改正する。

(1) 第1条第1号ア及びイを次のように改める。

ア 一般部局に属する職員(イからカまでに掲げる職員を除く。) 7,773人(福祉に関する事務所の職員1,509人を含む。)

イ 病院局に属する職員 1,104人

(2) 第1条第1号エを次のように改める。

エ 交通局に属する職員 556人

(3) 第1条第3号ア及びイを次のように改める。

ア 事務局及び学校以外の教育機関に属する職員 296人

イ 学校に属する職員 9,788人

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(理由)

事務・事業の改廃等に伴い職員定数を改正するため、本案を提出する。

札幌市職員定数条例増減比較表

(単位:人)

(現行)	(改正)	(増減)	増	減	内	訳				
第1条										
(1) 市長の補助機関である職員										
ア 一般部局に属する職員(イからカまでに掲げる職員を除く。)			GX産業・金融機能集積に向けた体制強化に伴う増	+	30	+30				
7,830	7,773	▲ 57								
〔うち福祉に関する事務所の職員〕							重点施策事業の推進に伴う増	+	56	+56
1,499	1,509	+10								
イ 病院局に属する職員			その他業務量の増加等に伴う増	+	3	+3				
1,111	1,104	▲ 7								
ウ 中央卸売市場に属する職員			その他業務量の増加等に伴う増	+	10	▲ 10				
22	22	0								
エ 交通局に属する職員			その他業務量の増加等に伴う増	+	1	+1				
555	556	+1								
オ 水道局に属する職員										
616	616	0								
カ 下水道河川局に属する職員 (下水道事業に従事する職員に限る。)										
451	451	0								
(2) 議会事務局の職員										
35	35	0								

札幌市職員定数条例増減比較表

(単位:人)

(現行)	(改正)	(増減)	増	減	内	訳
(3) 教育委員会の職員						
ア 事務局及び学校以外の教育機関に属する職員						
294	296	+2			その他業務量の増加等に伴う増	+2
イ 学校に属する職員						
9,711	9,788	+77			重点施策事業の推進に伴う増	+95
					事務事業の見直し等に伴う減	▲ 18
(4) 選挙管理委員会の職員						
10	10	0				
(5) 人事委員会事務局の職員						
20	20	0				
(6) 監査事務局の職員						
27	27	0				
(7) 農業委員会の職員						
0	0	0				
(8) 消防職員						
1,733	1,733	0			その他業務量の増加等に伴う増	+5
					事務事業の見直し等に伴う減	▲ 5